

和寒町農業委員会だより

発刊第4号
令和2年4月3日



- 平成31年(令和元年)
農業委員会活動日誌
- 農業委員会総会 12回(月1回)
 - 現地確認調査 8回
 - 上川管内女性農業委員研修会(2月6日)
 - 和寒町・剣淵町・幌加内町農業委員会研修会(7月19日)
 - 農地パトロール(8月19日)
 - 農作物状況生育調査(8月29日)
 - 地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会(12月3日)
 - 農業委員会意見書提出(12月9日)
 - その他研修会等参加

内容一覧

P1 会長あいさつ・農地パトロール

P2 研修会参加・農業委員会あれこれ

P3 農地を相続される方へ・
令和元年賃貸料・売買料・幹旋件数状況
編集後記

編集・発刊 和寒町農業委員会

〒098-0192 和寒町字西町120番地

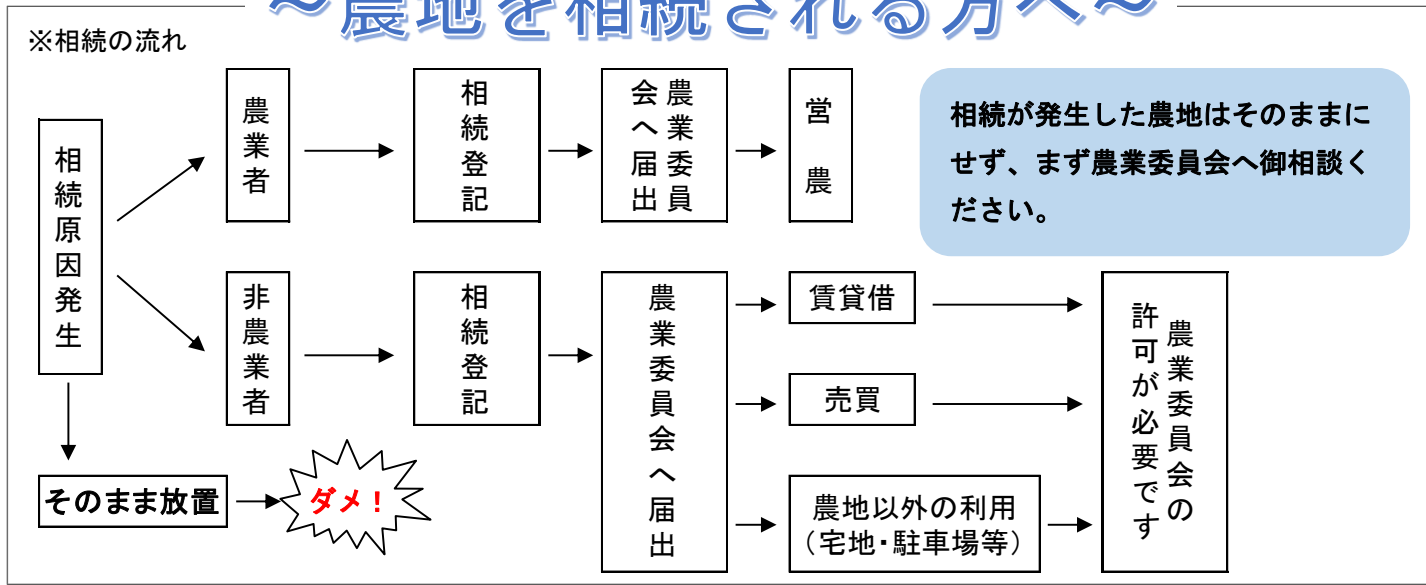
TEL 0165-32-2435

FAX 0165-32-4238

和寒町農業委員会

ホームページはこちらから→

～農地を相続される方へ～



令和元年賃貸料・売買料・幹旋件数状況

～ 賃 貸 料 ～			～ 売 買 料 ～		
1. 田の部(水張面積10a当たり)			1. 田の部(水張面積10a当たり)		
地区名	最高額	最低額	地区名	最高額	最低額
和寒東地区	15,000円	10,000円	和寒東地区	210,000円	180,000円
和寒南地区	12,000円	7,000円	和寒南地区	166,000円	120,000円
三和西和地区	16,800円	11,900円	三和西和地区	—	—
全体平均	14,600円	9,600円	全体平均	188,000円	150,000円
2. 畑の部			2. 畑の部		
地区名	最高額	最低額	地区名	最高額	最低額
和寒東地区	4,000円	2,000円	和寒東地区	50,000円	30,000円
和寒南地区	—	—	和寒南地区	10,000円	10,000円
三和西和地区	5,500円	2,000円	三和西和地区	—	—
全体平均	4,800円	2,000円	全体平均	30,000円	20,000円

～ 幹 旋 件 数 ～	
地区名	件数
和寒東地区	2件
和寒南地区	7件
三和西和地区	14件

！農業者年金加入募集！

詳しくは農業委員会(0165-32-2435)
JA北ひびき和寒基幹支所(0165-32-2441)まで

～編集後記～
農業委員会だよりは、第4号になりました。これからも情報を提供することに努めていきたいと思っています。疑問や分からないことがあれば気軽に農業委員会、農業委員に相談してください。これから春作業になりますが、健康管理に気を付けて農作業事故等に十分注意をし安全に心がけよい出来秋を迎えられることをお祈りします。

編集委員
真鍋隆裕・鈴木隆紀
中澤由男・西川直哉
高原成徳・荒瀬あつ子
(順不同)

研修会に参加してきました ～地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会～

12月3日旭川市大雪クリスタルホールにて、農業、農業委員会を取り巻く情勢、法改正等の最新情報など研修してまいりました。

農業団体全体、経済団体など一丸となって影響緩和の対応を求めているTPP11、各国、地域間とのEPA、日米貿易協定などへの対応については農業委員会の連合組織である北海道農業会議、全国農業会議所においても再生産を可能とし、農業、農村の持続的な発展につながる万全な対策を強く求めています。

農業委員の改選については平成30年道内全ての農業委員会が新制度での選出に移行を終え、和寒町においては今夏、現行制度2回目の改選を迎えるところですが、特に、女性農業委員の促進が国からは30%を目標に掲げられており、女性農業者がより一層活躍するような環境整備を強く求められているとのことでした。

また、北海道では公益財団法人北海道農業公社が担っている農地中間管理事業ですがいくつかの法改正があり、主な変更点としては農地所有適格法人の要件一部緩和、農地譲渡所得の特別控除に関する新制度などが出てきています。



農業委員会あれこれ

Q 農地を売りたいのですが・・・

A 改善組合への申し出前に、農業委員会事務局へ御相談ください。
土地台帳と図面で、雑種地や宅地を確認しましょう。

Q 農地を転用して納屋を建てたいのですが・・・

A まずは、農業委員会へお越し下さい。転用するには農業委員会の許可が必要です。
その後、分筆や登記までの流れをお伝えします。
※農地転用とは、農地を農地以外の目的（宅地や駐車場など）で使用する事です。

Q 税金の固定資産税の一覧を見て、分からない土地があるのですが・・・

A 土地を売買する目的でなくても、一度ご自分の土地を確認してみませんか？
例えば・・・

- ・相続で移転登記がなされていない。（農地と雑種地）
- ・農地を全て売ったのに小さな農地や雑種地が残っている。
- ・宅地と雑種地は農業委員会を通りません。但し、確認は出来ますのでご相談下さい。

※農業委員会でご自分の農地を確認することができます。



第4号発刊にあたりご挨拶申し上げます。

昨年を振り返りみますと、平年並みに融雪も進み播種、移植作業も順調でありましたが、その後は干ばつで豆類等多くの作物に影響を及ぼしました。秋には長雨等天候不順で農作業に大変苦勞されたことと思います。

作物によって違いはありますが、皆様の努力で概ね平年並みに出来秋を迎えることができたと感じています。

わが国の農業・農村を取り巻く環境は農畜産物の価格の変動や生産資材の高騰、少子高齢化による担い手不足、労働力不足等深刻な状況となっている中、TPP11、日EU・EPAに次いで日米貿易協定が今年発効され我々の意図しない農畜産物の市場開放がなされ国の政策に不安と不満を感じます。

本町の農業についても同様と考え、農地等の利用の最適化に向け優良農地の確保と有効利用の促進、遊休農地の解消、担い手の確保・育成等を関係機関と連携を図りながら積極的に推進し農業者が希望と誇りをもって取り組み、次世代に継承していけるように活動していくのが役割だと考えます。

また、本年に入り新型コロナウイルスが北海道にも発症が確認され、死亡者も出る結果となっており近隣市町村にも広まってきている状況です。一日でも早く終息することを願うばかりです。

最後に、皆様には今後とも農業委員会の業務活動にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご健勝で豊穡の秋を迎えられるよう心からご祈念申し上げます。



和寒町農業委員会
会長 八島 邦彦

第四号発刊にあたり

農地パトロール(利用状況調査・荒廃農地調査)の実施！！

令和元年8月19日和寒町農業委員を2班に分けて農地パトロールを実施しました。

農地パトロールとは、農地法第30条に基づいて行い、地域の農地利用の確認、遊休農地の把握と発生防止・解消、違反転用防止早期発見を重点的に取り組むことを目的としています。

農地は一度耕作を止めて数年経てば、原形が分からないほどに荒れてしまいます。

遊休農地（耕作放棄地）は農地集積に支障をきたすだけでなく、周辺の病害虫発生を助長し有害鳥獣の隠れ場所になるなど、農業振興に悪影響を及ぼしますので、そうならないように事前に農業委員会にご相談ください。

また、ゴミの不法投棄など生活環境への悪影響も考えられますので、荒らすことのないよう、適正な管理をお願いします。

